# 再就職等監視委員会事務局組織規則 （平成二十年内閣府令第八十五号）

##### １

再就職等監視委員会事務局に、参事官一人を置く。

##### ２

参事官は、命を受けて局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

# 附　則

この府令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）の施行の日（平成二十年十二月三十一日）から施行する。